

# サービスによる支援を受ける



お子さまの困りごとの解決や将来の社会的自立を目指し、個別の支援計画を作成し、一人ひとり異なる状況に合わせた発達の支援を行ったり、日常生活の支援を行ったりします。

## 障害児(18歳未満)のみが対象のサービス

お子さま一人ひとりの発達や障害の特性に合わせ、集団での人との関わり方や生活面・学習面のスキルの向上など、具体的な目標にむけて、専門員が集団または個別の活動を通して発達を支援します。

サービス名称		サービス内容	市内提供
通所 支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における適応訓練等、その他必要な支援を行います。	OK
	放課後等 デイサービス	就学中の障害児を対象に、放課後や休日、長期休暇中の居場所づくりや日常生活における必要な支援を行います。	OK
	保育所等 訪問支援	保育所・学校等に通う障害児への支援について、保育所・学校等を訪問し、本人や保育士、教師等への助言・指導を行います。	
入所支援		障害児が入所し、生活訓練等を受けることができる施設です。	
相談支援		障害児の保護者等の相談に応じたり、サービス等利用計画作成を行います。	OK

## 18歳未満が利用可能な障害福祉サービス

障害福祉サービスは、様々な障害や疾患を持つ方が、地域の中で自立した生活を続けていけるよう支援するものです。その中には、18歳に満たない障害を持つお子さまを対象として利用できるものもありますので、日常生活に支援を要する時は、利用について相談してみましょう。

サービス名称		サービス内容	市内提供
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護や、家事援助等を行います。	OK
	行動援護	障害により自己判断での行動が困難で、常時介護を要する方が外出する際、外出前後の身支度や移動中の介助・危険回避、排せつや食事の介護等必要な援助を行います。	OK
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事等の介護を行います。	OK
地域 生活 支援	日中一時支援	家族の就労や一時的な休息等のために障害児(者)を障害福祉サービス事業所等で一時的に預かり、見守りや活動の場の提供等を行います。	OK

相談・お問い合わせ：江田島市障害者生活支援センター ☎ 0823-27-8880 ☎ 0823-27-7760  
福祉保健部 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638 ☎ 0823-57-4432



### 市内の障害児サービス提供事業所

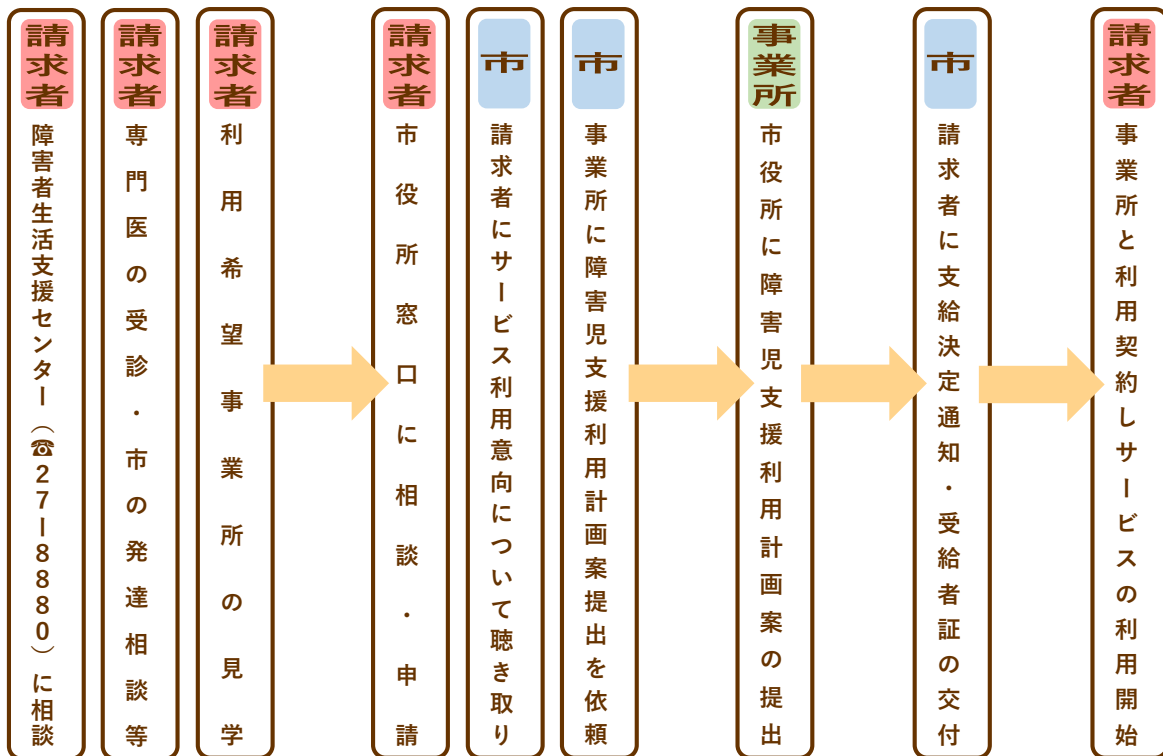
名称	所在地(設置主体)	問い合わせ
児童発達支援事業所 歩歩江田島	〒737-2212 江田島市大柿町大君98番地4 (株式会社 歩歩)	☎ 0823-40-3328 ☎ 0823-57-2237
放課後等デイサービス 歩歩江田島	〒737-2212 江田島市大柿町大君98番地4 (株式会社 歩歩)	☎ 0823-40-3328 ☎ 0823-57-2237
放課後等デイサービス アーチ江田島	〒737-2212 江田島市大柿町大君3211番地24 (株式会社 歩歩)	☎ 0823-40-3133 ☎ 0823-57-5755
放課後等デイサービス おひさま	〒737-2211 江田島市大柿町柿浦1954番地1 (株式会社 太陽)	☎ 0823-57-2225 ☎ 0823-57-2252

### 市内の法人が運営する障害福祉サービス提供事業所

名称(サービス種別)	所在地(設置主体)	問い合わせ
社協訪問介護事業所 (居宅介護)	〒737-2302 江田島市能美町鹿川2060番地 (社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会)	☎ 0823-45-2510 ☎ 0823-45-3560
ホームヘルパーセンター 江能(居宅介護)	〒737-2101 江田島市大柿町飛渡瀬4022番地 (社会福祉法人 江能福祉会)	☎ 0823-40-3300 ☎ 0823-57-0077
さくら介護ステーション 江田島(居宅介護)	〒737-2213 江田島市大柿町大原1654番地 (株式会社 UEDA)	☎ 0823-40-3361 ☎ 0823-40-3362
あすか訪問介護事業所 (居宅介護)	〒737-2316 江田島市沖美町三吉2703番地2 (合同会社 あすか訪問介護事業所)	☎ 0823-47-0214 ☎ 0823-40-4055
ショートステイ江能 (短期入所)	〒737-2101 江田島市大柿町飛渡瀬4027番地2 (社会福祉法人 江能福祉会)	☎ 0823-57-7100 ☎ 0823-57-7500
ショートステイ倉橋の里 (短期入所・日中一時支援)	〒737-1377 呉市倉橋町重生5364番地2 (社会福祉法人 江能福祉会)	☎ 0823-53-2700 ☎ 0823-50-2188
福祉サービス事業所 りんりん (日中一時支援)	〒737-2212 江田島市大柿町大君1442番地1 (株式会社 凜)	☎ 0823-36-7885



## 利用開始まで(申請から1ヶ月程度)の流れ



※ 入所支援については、西部子ども家庭センター(☎ 082-254-0381)へ相談する必要があります。

## 発達障害診療の通院にかかる交通費の助成

### 概要

通所受給者証もしくは障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方を対象に、お子さまの発達障害の診療を行う医療機関等への通院等にかかる交通費(公共交通機関・自家用車)について助成を受けることができます。

### 助成額

1日当たりの上限を1,080円として、実支出額を月単位で助成

### 申請

窓口[江田島市役所 社会福祉課(☎ 0823-43-1638)]に申請書(窓口にあります。)を提出します。内容に問題がなければ、後日決定通知書が届きます。

### 請求

通院等をした月の翌月15日までに、請求書(窓口にあります。)に医療機関等の領収書など通院したことを証明できる書類を添付して窓口へ提出します。





障害をお持ちのお子さまは、発達のお子さまにはない出費ことなく、お子さまが適切なよる援助がありますので、対

## 特別児童扶養手当

発達障害などの障害により日常生活に困難があるお子さまを育てる父母等に支給される手当です。障害が重度でない場合は、診断書作成が必須となりますので、お子さまの状態が対象となりうるか、まず主治医や専門医に相談してみましょう。

### 対象者

重度または中度の障害\*があり、日常生活に一定の介助を必要とする20歳未満の児童を監護、または養護している方。

\* 重度の障害…知的障害を伴う場合が多く、おおむね療育手帳○A及びA程度。  
中度の障害…知的障害を伴う場合、おおむね療育手帳○B程度。(必ずしもこの限りではない。)  
知的障害を伴わない場合、医師の診断書にて発達障害等で日常生活に著しく困難や制約が生じていることが確認できる。  
なお、重度・中度のいずれにおいても、身体障害を伴う場合はこの限りではありません。

※ ただし次のいずれかに該当するときは支給されませんのでご注意ください。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所している。
- ② 児童が障害を理由とする公的年金などを受給している。
- ③ 児童または支給申請者が、日本国内に住所を有しない。
- ④ 支給対象者やその配偶者、扶養義務者等に一定額以上の所得がある。

### 支給内容 (令和3年度現在)

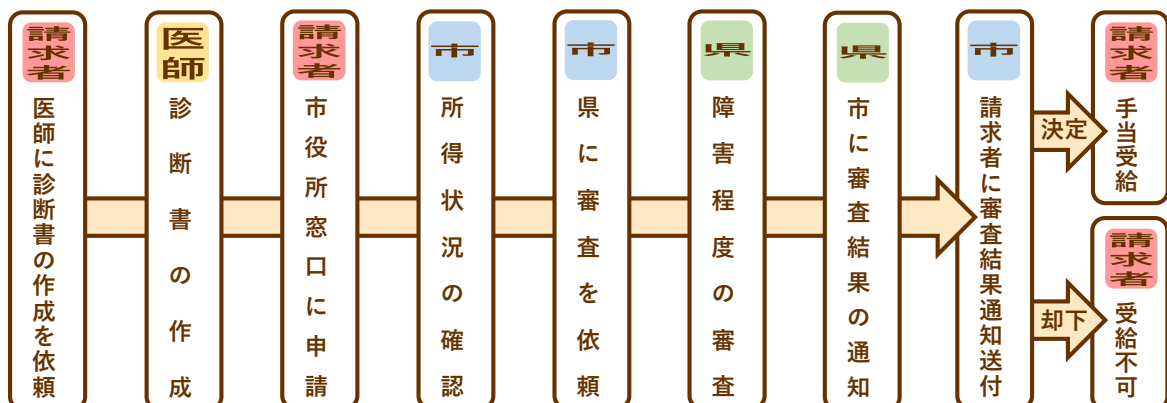
児童一人につき、1級障害(重度)月額52,200円、2級障害(中度)月額34,770円  
申請した月の翌月から、4月・8月・11月にそれぞれ前月(11月のみ当月)までの手当を支給

### 新規申請

下記の必要書類等を準備し [江田島市役所 社会福祉課(☎ 0823-43-1638)] に申請します。

- ・ 戸籍謄本 ・ 通帳 (請求者名義) ・ 所得証明書 (市外在住の場合)
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 診断書 (所定様式), もしくは1~3級いずれかの身体障害者手帳, もしくは○A, Aいずれかの療育手帳

## 手当支給まで(申請から2ヶ月程度)の流れ



医療やサービス等、定型  
過度に経済的不安を抱える  
支援を受けるための手当に  
対象の方はご活用ください。



## 障害児福祉手当

日常において常時の介護を必要とする重度の障害をお持ちのお子さまに支給される手当です。お子さまが発達障害に加え、知的障害などを伴う場合、支給の対象となる可能性がありますので、主治医や専門医に相談してみましょう。

### 対象者

重度の障害\*があり、日常生活において常時の介護を必要とする\*20歳未満の児童の方。

〔\*重度の障害…おおむね特別児童扶養手当における1級障害(重度)に該当する程度。〕

※ただし次のいずれかに該当するときは支給されませんのでご注意ください。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所している。
- ② 児童が障害を理由とする公的年金などを受給している。
- ③ 児童または支給申請者が、日本国内に住所を有しない。
- ④ 支給対象者やその配偶者、扶養義務者等に一定額以上の所得がある。

### 支給内容 (令和3年度現在)

児童一人につき、月額14,650円

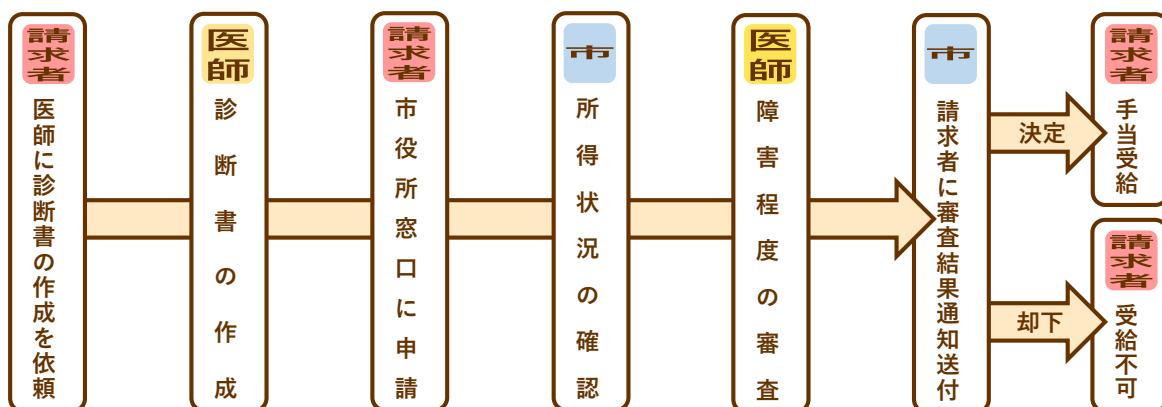
申請した月の翌月から2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの手当を支給

### 新規申請

下記の必要書類等を準備し [江田島市役所 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638] に申請します。

〔 ・ 戸籍謄本 ・ 通帳 (障害児名義) ・ 所得証明書 (市外在住の場合)  
・ 個人番号のわかるもの ・ 診断書 (所定様式) ・ 障害者手帳 (身体・療育・精神) 〕

## 手当支給まで(申請から1ヶ月程度)の流れ



お子さまの状態が、手当の受給対象となる可能性があるかどうか、かかりつけの医師や専門の医師に相談してみましょう。